

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	1,200,000,000
計	1,200,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数（株） （平成23年9月30日）	提出日現在 発行数（株） （平成23年11月11日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	531,664,337	同左	東京証券取引所 大阪証券取引所	単元株式数は500株であります。
計	531,664,337	同左	—	—

（注） 東京証券取引所及び大阪証券取引所の市場第一部に上場しております。

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年8月8日
新株予約権の数（個）	479（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	239,500（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり500 （1株当たり1）（注）2
新株予約権の行使期間	平成23年8月24日 ～平成43年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 428 資本組入額 214
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する ものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の 当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いており ます。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4
新株予約権の取得条項に関する事項	（注）5

（注）1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

- 2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の(a)、(b)に定める場合（但し、(b)については、（注）4の組織再編成行為時の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとしております。
- (a) 平成42年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成42年7月1日より平成43年6月30日まで
- (b) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。
- (4) 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合には、当該組織再編成行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編成行為の場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社

（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。なお、本取扱いが適用されるのは、以下の条件に従って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編成行為にかかる吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式としております。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定することとしております。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円としております。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとしております。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定しております。
- (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしております。
- (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額としております。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。

(8) 新株予約権の取得条項

(注) 5の新株予約権の取得条項に準じて決定することとしております。

5 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合で、当社が必要と認めたときは、取締役会又は執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとしております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日	—	531,664,337	—	37,519	—	135,592

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海 1-8-11	36,298	6.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町 2-11-3	27,758	5.22
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内 2-7-1	15,494	2.91
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223 (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ート銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島 4-16-13)	13,892	2.61
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 1-6-6	12,009	2.25
ジェーピー モルガン チェース バンク 385167 (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ート銀行決済営業部)	125 LONDON WALL, LONDON, EC2Y5AJ, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島 4-16-13)	11,948	2.24
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (中央三井アセット信託銀行再信託分・ 株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	東京都中央区晴海 1-8-11	11,875	2.23
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ート銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島 4-16-13)	11,078	2.08
野村信託銀行株式会社 (退職給付信託三菱東京UFJ銀行口)	東京都千代田区大手町 2-2-2	10,801	2.03
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋 3-11-1)	10,684	2.00
計	—	161,840	30.44

(注) 1 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの関係会社である株式会社三菱東京UFJ銀行ほか4名の共同保有者から大量保有報告書により当社の株式を以下のとおり保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

なお、大量保有報告書の報告義務発生日は平成22年1月5日となっております。

大量保有報告書提出会社	住所	保有株券等 の数 (千株)	株券等の保有 割合 (%)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・ グループ (共同保有)	東京都千代田区丸の内 2-7-1	51,007	9.58

- 2 以下の会社から大量保有報告書により当社の株式を相当数保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の報告義務発生日はテンプレート・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド（共同保有）：平成23年6月30日、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（共同保有）：平成23年4月15日となっております。

大量保有報告書提出会社	住所	保有株券等の数（千株）	株券等の保有割合（％）
テンプレート・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド（共同保有）	バハマ連邦、ナッソー、ライフオード・ケイ、BOX N-7759	39,982	7.52
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（共同保有）	アメリカ合衆国10105、ニューヨーク州、ニューヨーク、アベニュー・オブ・ジ・アメリカズ1345	30,813	5.80

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 1,400,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 528,409,000	1,056,818	—
単元未満株式	普通株式 1,855,337	—	1 単元（500株）未満の株式
発行済株式総数	531,664,337	—	—
総株主の議決権	—	1,056,818	—

（注）1 証券保管振替機構名義の株式が、「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式に15,500株（議決権31個）、「単元未満株式」欄の普通株式に436株含まれております。

- 2 当社所有の自己保有株式が、「単元未満株式」欄の普通株式に115株含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 （株）	他人名義 所有株式数 （株）	所有株式数 の合計 （株）	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合（％）
（自己保有株式） コニカミノルタ ホールディングス(株)	東京都千代田区丸の内 1-6-1	1,400,000	—	1,400,000	0.26
計	—	1,400,000	—	1,400,000	0.26

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。